

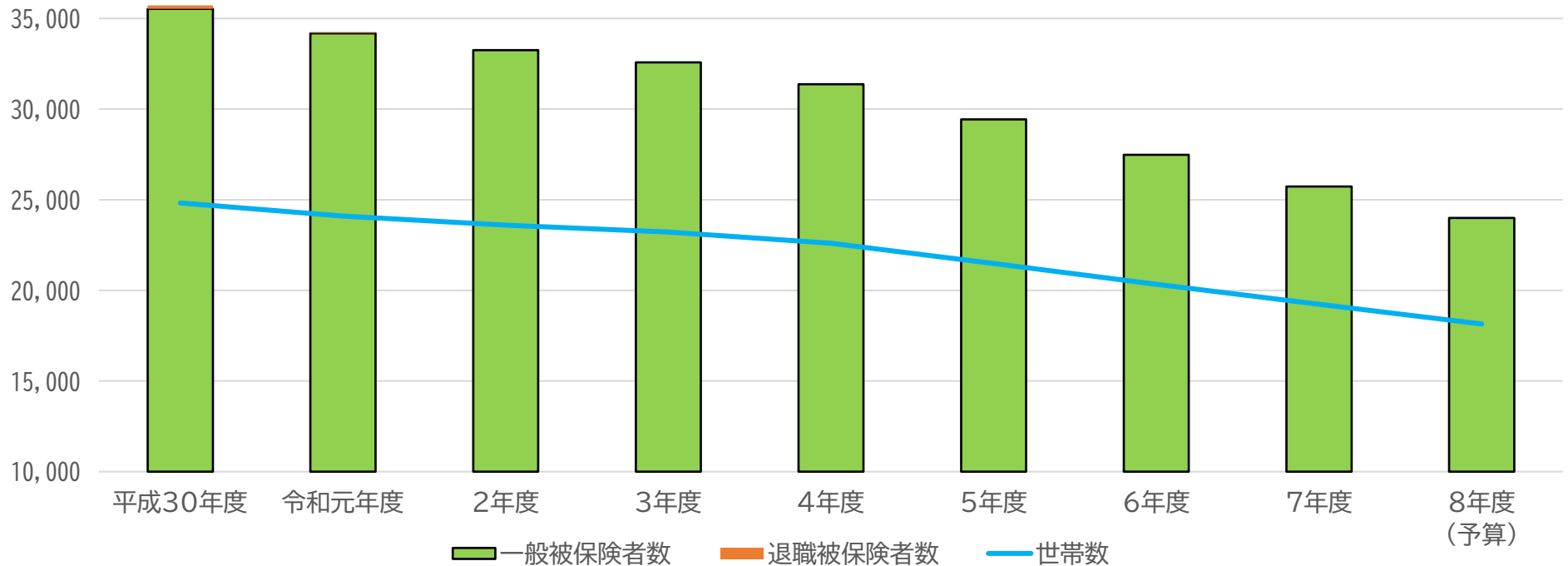
令和8年度第1回 釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会

〔 参考資料 〕

目次

釧路市国民健康保険 被保険者数及び世帯数の推移	1ページ
釧路市国民健康保険 総医療費の推移・1人当たり医療費推移・1人当たり医療費比較(令和5年度)	2ページ
保険料調定額・収納額・収納率の状況(現年度分)	3ページ
保健事業の年度別状況	4ページ
特定健康診査受診率・特定保健指導実施率・後発医薬品(ジェネリック医薬品)数量シェアの推移	5ページ
国民健康保険事業の運営に関する協議会について	6ページ
釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に 関係する規定	7～8ページ

釧路市国民健康保険 被保険者数及び世帯数の推移



年度	一般被保険者数	退職被保険者数	合計被保険者数	世帯数
平成30年度	35,528	201	35,729	24,824
令和元年度	34,179	33	34,212	24,096
令和2年度	33,258	0	33,258	23,602
令和3年度	32,573	0	32,573	23,220
令和4年度	31,377	0	31,377	22,602
令和5年度	29,434	0	29,434	21,482
令和6年度	27,483	-	27,483	20,342
令和7年度	25,727	-	25,727	19,240
令和8年度	24,002	-	24,002	18,148

・釧路市事業年報(3月～2月の平均)における数値
・退職者医療制度は令和6年度廃止

【現状】

後期高齢者医療制度への移行、社会保険適用拡大、釧路市の人口減少等に伴い、被保険者数は減少する一方にある。

○令和7年度

加入 転入:888人

社保離脱:3,839人

生活保護廃止:159人

出生:43人

後期高齢者医療離脱:1人

その他:189人

合計:5,119人

喪失 転出:812人

社保加入:2,982人

生活保護開始:301人

死亡:230人

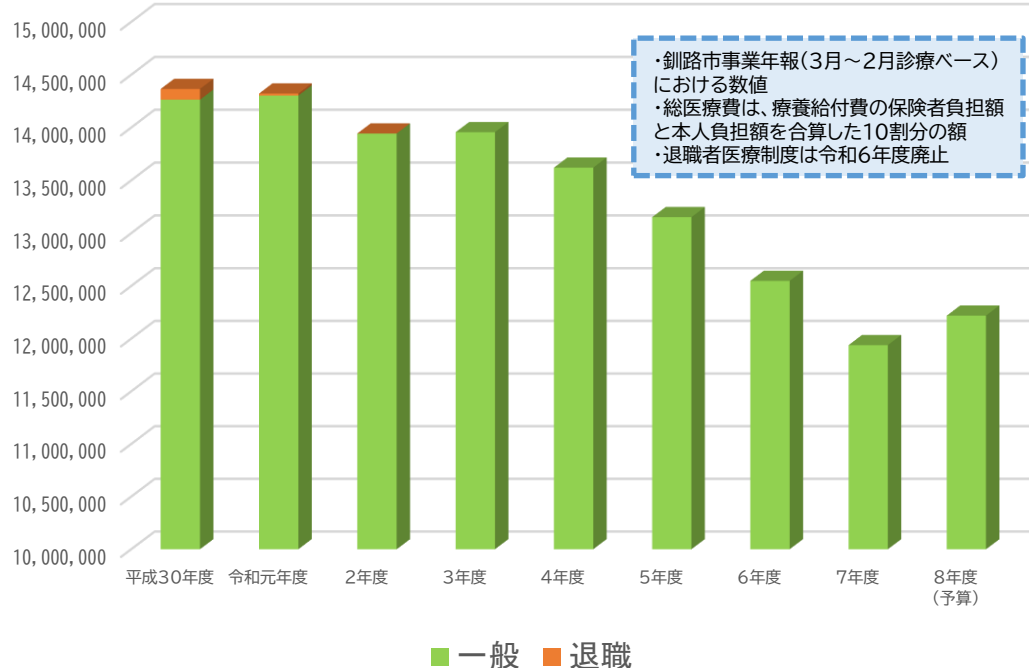
後期高齢者医療移行:2,135人

その他:180人

合計:6,640人

釧路市国民健康保険 総医療費の推移

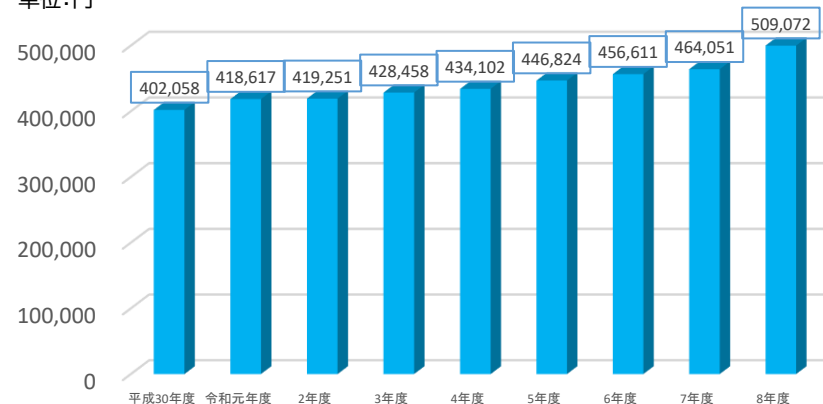
単位:千円



年度	一般(千円)	退職(千円)	合計(千円)	伸び率
平成30年度	14,263,965	101,163	14,365,128	-2.49%
令和元年度	14,302,809	18,909	14,321,718	-0.30%
令和2年度	13,943,453	9	13,943,462	-2.64%
令和3年度	13,956,165	0	13,956,165	0.09%
令和4年度	13,620,824	0	13,620,824	-2.40%
令和5年度	13,151,804	0	13,151,804	-3.44%
令和6年度	12,549,039	-	12,549,039	-4.58%
令和7年度	11,938,642	-	11,938,642	-4.86%
令和8年度	12,218,755	-	12,218,755	2.35%

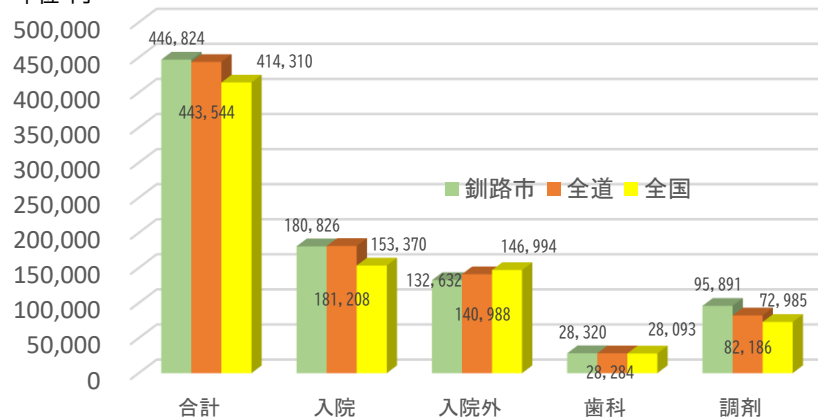
釧路市国民健康保険1人当たり医療費推移

単位:円



1人当たり医療費比較(令和5年度)

単位:円

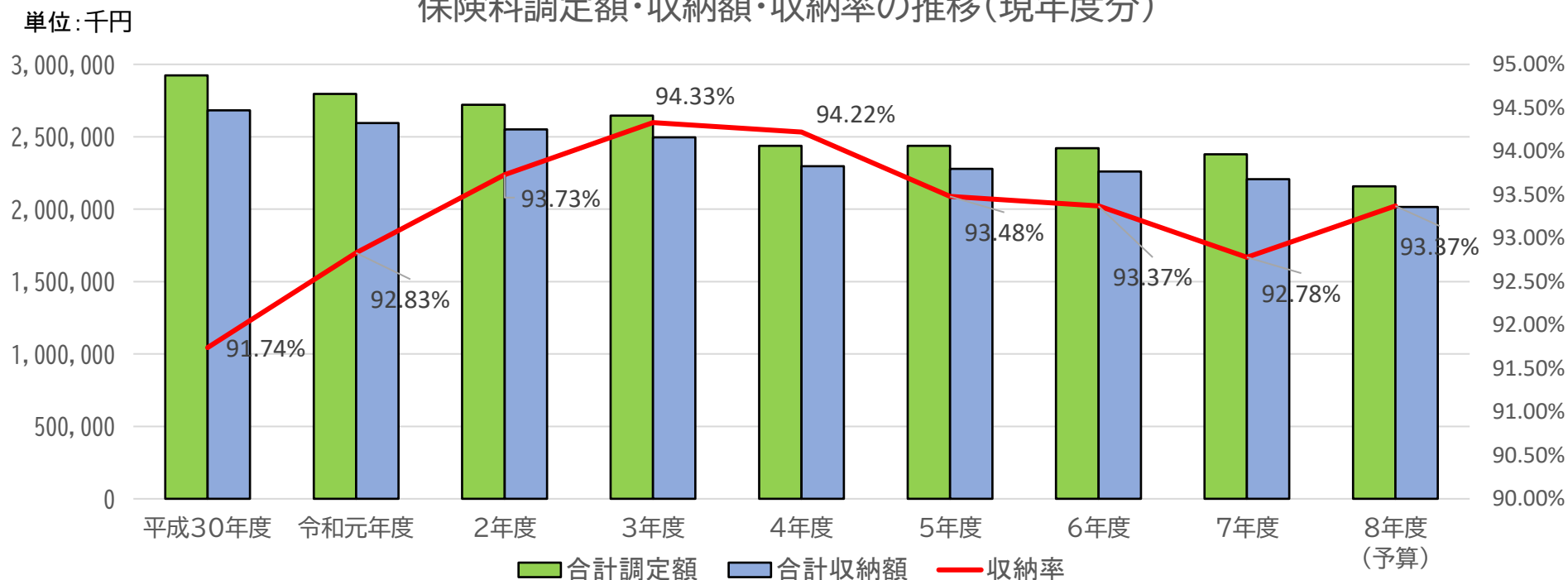


【現状】

被保険者数の減に伴い、総医療費は減少傾向にあるが、1人当たり医療費は増加傾向にある。また、全道・全国と比較すると、釧路市の1人当たり医療費は調剤が高い傾向にある。

引き続き、「第3期保健事業実施計画」に基づき、医療費の伸びの抑制や被保険者の健康増進に向け、特定健診・特定保健指導及び生活習慣病の重症化予防対策などの保健事業に取り組んでいく。

保険料調定額・収納額・収納率の推移(現年度分)



年度	一般調定額 (千円)	退職調定額 (千円)	合計調定額 (千円)	一般収納額 (千円)	退職収納額 (千円)	合計収納額 (千円)	合計収納率 (%)
平成30年度	2,905,511	18,062	2,923,573	2,665,208	16,906	2,682,114	91.74%
令和元年度	2,792,624	3,015	2,795,639	2,592,196	2,949	2,595,145	92.83%
令和2年度	2,721,127	0	2,721,127	2,550,504		2,550,504	93.73%
令和3年度	2,645,566	0	2,645,566	2,495,572		2,495,572	94.33%
令和4年度	2,437,024	0	2,437,024	2,296,088		2,296,088	94.22%
令和5年度	2,437,690	0	2,437,690	2,278,827		2,278,827	93.48%
令和6年度	2,421,091	-	2,421,091	2,260,515		2,260,515	93.37%
令和7年度	2,379,088	-	2,379,088	2,207,236		2,207,236	92.78%
令和8年度	2,157,608	-	2,157,608	2,014,664		2,014,664	93.37%

・調定額は居所不明分を除き、収納額は還付未済分を除いている。
・退職者医療制度は令和6年度廃止

【現状】
令和7年度は、前年対比で▲0.59%となった。
物価高騰など、収納を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、保険料の確保は国保の安定的運営の根幹であることから、収納率向上対策を最優先課題として、滞納処分の強化等による収納率の向上を目指すこととする。

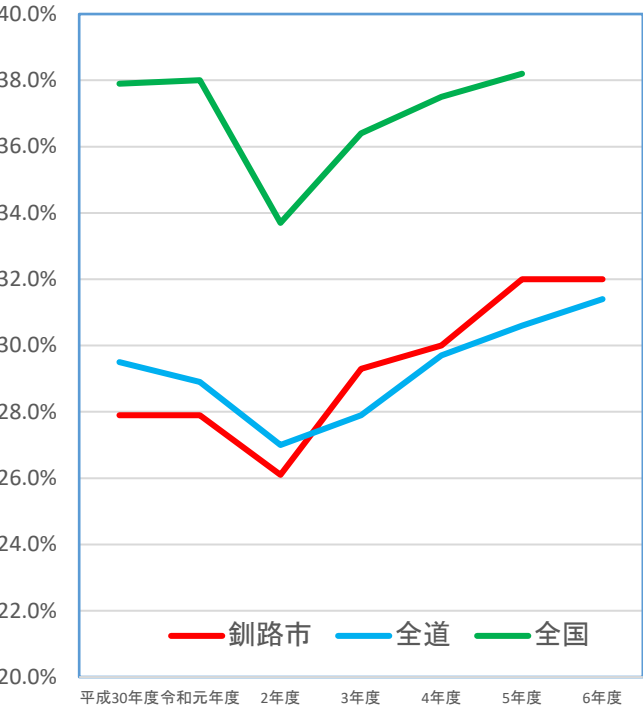
釧路市国民健康保険 保健事業の年度別実施状況について

※右下の数字は決算額(千円)

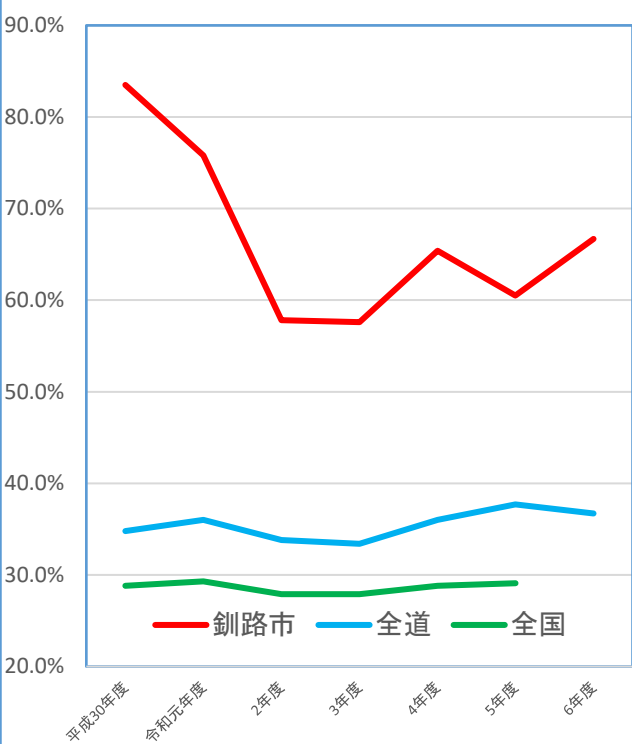
事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(予算)
くしろ健康まつり(共催)	全市民を対象に、健康アドバイスコーナー、展示コーナー、各種検診コーナー等で健康まつりを開催	10月1日(日)開催 体組成分析コーナー(インボディ) 358千円	10月20日(日)開催 血糖自己測定・野菜摂取度測定コーナー 566千円	10月5日(日)開催 血糖自己測定・野菜摂取度測定コーナー 585千円	10月18日(日)開催予定 血糖自己測定・野菜摂取度測定コーナー 627千円
予防接種事業	高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌の予防や重症化の防止のため、予防接種の助成を行う	・インフルエンザ接種:7,485人 ・肺炎球菌接種:586人 16,238千円	・インフルエンザ接種:6,150人 ・肺炎球菌接種:155人 12,010千円	・インフルエンザ接種:5,559人 ・肺炎球菌接種:277人 11,414千円	・インフルエンザ接種:8,688人 ・肺炎球菌接種:270人 15,216千円
特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を抽出し、保健指導を実施	・特定健康診査:6,732人 ・特定保健指導:280人 82,653千円	・特定健康診査:6,200人 ・特定保健指導:232人 81,042千円	・特定健康診査:5,915人 ・特定保健指導:271人 84,380千円	・特定健康診査:6,570人 ・特定保健指導:454人 86,518千円
エイズ予防に関する知識の普及啓発	高校生と関係職種を対象にエイズ予防講座の実施(健康推進課と連携)	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布 869千円	同左 949千円	同左 659千円	同左 863千円
医療費通知・後発医薬品差額通知	医療費の通知やジェネリック医薬品に切り替えた際の差額の通知	・年6回通知(2ヵ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1ヵ月分) 6,163千円	同左 6,935千円	同左 7,137千円	同左 9,227千円
各種健康診査等助成費	・特定健康診査のオプション(腹部超音波検査、脳検査、脳脊髄検査) ・歯科検診助成事業	特定健診のオプション ・腹部超音波検査:1,409人 ・脳検査:499人 ・脳脊髄検査:3301人 歯科検診の一部助成:11人 18,547千円	特定健診のオプション ・腹部超音波検査:1,238人 ・脳検査:472人 ・脳脊髄検査:270人 歯科検診の一部助成:14人 18,703千円	特定健診のオプション ・腹部超音波検査:1,260人 ・脳検査:484人 ・脳脊髄検査:255人 歯科検診の一部助成:28人 18,377千円	特定健診のオプション ・腹部超音波検査:1,300人 ・脳検査:450人 ・脳脊髄検査:300人 歯科検診の一部助成:50人 19,330千円
健康ポイント事業	健康推進課が実施する釧路市健康ポイント事業の国民健康保険特別会計負担分。市民の健康づくりの取組に対してポイントを付与し、獲得ポイントに応じ、特典を進展する。	申込者:2,666人 20ポイント獲得者:315人 20ポイント引換者:150人 10ポイント獲得者:298人 10ポイント引換者:204人 71千円	申込者:1,750人 20ポイント獲得者:227人 20ポイント引換者:169人 5ポイント以上獲得者:436人 5～15ポイント引換者:56人 50千円	対象:18歳以上の市民 ①20ポイント 健康づくり応援団クーポン券500円×1枚 278人 ②30ポイント健康づくり応援団クーポン券500円×2枚 75人 ③阿寒丹頂黒毛和牛セット5,000円相当 5人 62千円	対象:18歳以上の市民 50ポイント達成者 ①健康づくり応援団クーポン券500円×2枚 200人 ②健康づくり応援団クーポン券500円×10枚 5人 76千円

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率・後発医薬品数量シェアの推移

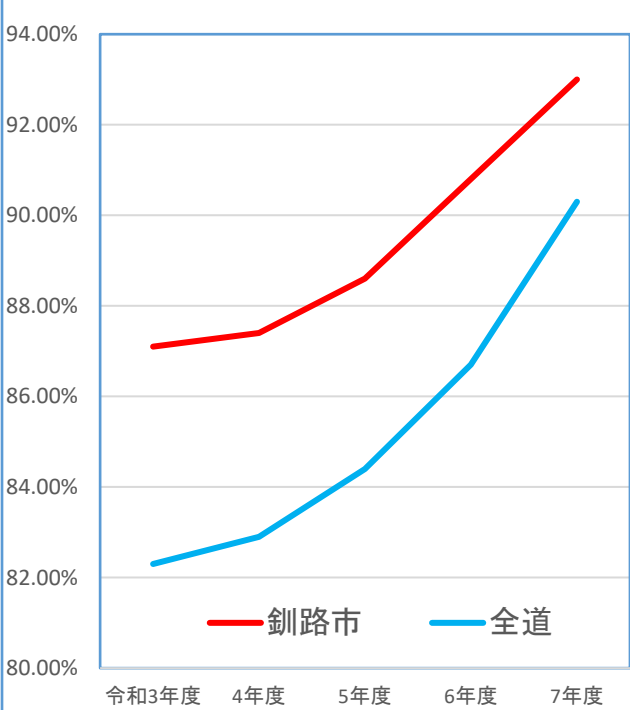
特定健康診査受診率の推移(法定報告値)



特定保健指導実施率の推移(法定報告値)



後発医薬品(ジェネリック)数量シェアの推移



年度	釧路市	全道	全国
平成30年度	27.9%	29.5%	37.9%
令和元年度	27.1%	28.9%	38.0%
令和2年度	26.1%	27.0%	33.7%
令和3年度	29.3%	27.9%	36.4%
令和4年度	30.0%	29.7%	37.5%
令和5年度	32.0%	30.6%	38.2%
令和6年度	32.0%	31.4%	未公表

年度	釧路市	全道	全国
平成30年度	83.5%	34.8%	28.8%
令和元年度	75.8%	36.0%	29.3%
令和2年度	57.8%	33.8%	27.9%
令和3年度	57.6%	33.4%	27.9%
令和4年度	65.4%	36.0%	28.8%
令和5年度	60.5%	37.7%	29.1%
令和6年度	66.7%	36.7%	未公表

年度	釧路市	全道
令和3年度	87.2%	82.3%
令和4年度	87.4%	82.9%
令和5年度	88.6%	84.3%
令和6年度	90.8%	86.7%
令和7年度	93.0%	90.3%

国民健康保険事業の運営に関する協議会(運営協議会)について

運営協議会の仕組み

運営協議会には、次のそれぞれの代表が同数ずつ参加します。

- 1 被保険者を代表する委員
- 2 保険医または保険薬剤師を代表する委員
- 3 公益を代表する委員

昭和59年の改正により退職者医療制度が創設されたことに伴い、退職者医療制度の運営に関し拠出者側の意向を反映するため、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができるようになりました。退職者医療制度は令和6年度より廃止となりましたが、釧路市では被用者保険等保険者の意向の反映が必要と判断し、引き続き委員としてご参加いただいています。

また、委員のうち公益代表は、中立的な立場の人、特定の団体の利益を代表するおそれのない人であって、いわゆる学識経験者ということになります。

委員は、特別職の地方公務員(市町村職員)であって非常勤とされ、市町村長が任命することになっており、その任命に当たっては議会の同意等はありません。しかし、地方公務員であるため、人事委員会委員、公平委員会委員との兼務は禁じられておりますが、市町村議会の議員との兼職は差し支えありません。

委員の任期は3年で、欠員により補欠に任命された委員の任期は、前任者の残りの期間とされています。

運営協議会には、会長と、会長に事故があるときに会長の代行をする会長代理(釧路市の場合は副会長としています。)が置かれ、これは、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されます。

釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する規定について

(1)地方自治法(抜粋)

第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(2)国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

(3)国民健康保険法施行令(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第二条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第四条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する規定について

(4)高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

(定義)

第七条

3 この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者(健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合を除く。)又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。

(5)釧路市国民健康保険条例(抜粋)

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める

(6)釧路市国民健康保険条例施行規則(抜粋)

(協議会の招集)

第2条 条例第2条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)は、必要に応じて市長が招集する。

(会議)

第3条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成しなければならない。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。